議案第55号

勝山市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正について

勝山市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和5年11月30日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の公布に伴い、条項の整備を行うため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

勝山市空家等の適切な管理に関する条例(平成30年勝山市条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
勝山市 空家等の適切な管理に関する条例	空家等の適切な管理に関する条例
(公表)	(公表)
第7条 市長は、法 第14条 第3項の規定による命令を受けた所有者等が正当な理由なく当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。 (1)~(4) (略)	第7条 市長は、法 第22条 第3項の規定による命令を受けた所有者等 が正当な理由なく当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公 表することができる。 (1)~(4) (略)
2 (略)	2 (略)
(空家等対策協議会)	(空家等対策協議会)
第8条 法 第7条 第1項の規定に基づく協議会として、市長の附属機関として、勝山市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。 2~4 (略) (代執行)	第8条 法 第8条 第1項の規定に基づく協議会として、市長の附属機関として、勝山市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。 2~4 (略) (代執行)

第11条 市長は、法**第14条**第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところにより、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれを行わせ、その費用を当該空家等の所有者等から徴収することができる。

第11条 市長は、法**第22条**第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところにより、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれを行わせ、その費用を当該空家等の所有者等から徴収することができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。